

第7回 飯舘村復興整備協議会特別会議 議事録

日 時 : 令和8年2月2日(月) 14時00分から14時30分  
開催方法 : オンライン形式  
接続会場 : 飯舘村役場、福島復興局、東北農政局、福島県庁、相双農林事務所、  
相双建設事務所  
復興整備事業 : 深谷地区産業団地整備事業  
出席者 : 復興庁 福島復興局 参事官 三品 暖  
農林水産省 東北農政局 農村計画課長 齊藤 学  
飯舘村農業委員会 会長 原田 直志  
ふくしま未来農業協同組合 飯舘支店長 佐藤 賢二  
福島県 企画調整部 復興・総合計画課土地水対策室 主幹 竹内 朋紀  
福島県 企画調整部 地域振興課長 十二所 謙  
福島県 農林水産部 農業担い手課長 岩沢 正浩  
福島県 土木部 都市計画課長 手塚 孝良  
福島県 相双農林事務所 企画部 指導調整課長 菅原 裕泰  
福島県 相双建設事務所 企画管理部 企画調整課長 石井 徹  
飯舘村 副村長 中川 喜昭  
飯舘村 建設課長 高橋 栄二  
飯舘村 産業振興課長 松下 貴雄  
飯舘村 村づくり推進課長 佐藤 正幸  
飯舘村 村づくり推進課企画定住係長 松下 義光

復興庁 福島復興局 主査 木田 秀太  
農林水産省 東北農政局 農村計画課 農村復興指導官 後藤 幸雄  
福島県 企画調整部 復興・総合計画課土地水対策室 主査 佐藤 研太  
福島県 企画調整部 地域振興課 主査 河合 都  
福島県 企画調整部 地域振興課 主査 根本 真弥  
福島県 農林水産部 農業担い手課 主任主査 高橋 暁美  
福島県 農林水産部 農業担い手課 副主査 柳沼 翔太  
福島県 土木部 都市計画課 主任建築技師 佐々木 康友  
飯舘村 村づくり推進課企画定住係 主査 赤石澤 則男  
飯舘村 村づくり推進課企画定住係 主査 藤井 慎悟

○協議内容

1 開会（飯舘村 村づくり推進課長 佐藤）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開についての報告（公開する旨、報告）
- ・傍聴人への注意事項連絡

2 議事

飯舘村復興整備協議会規約第9条第1項により、飯舘村長代理人の中川副村長が議長となり、会議に先立ち挨拶。

（議長：飯舘村 副村長 中川）

それでは、飯舘村の現状と課題について、飯舘村から説明願います。

（説明者：飯舘村 村づくり推進課企画定住係 藤井）

それでは、飯舘村の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明。】

（議長：飯舘村 副村長 中川）

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

（出席者一同）

意見、質問無し

（議長：飯舘村 副村長 中川）

本日は、飯舘村復興整備計画の変更（案）について、お諮りします。

追加・変更点及び報告事項は3点でございます。

1点目は、復興整備事業である「飯舘村深谷地区産業団地整備事業」の実施に当たり4haを超える農地転用が必要となりますが、事業計画地は農用地区域内の農地であるため、転用許可に先立ち、農用地区域を変更する必要があることから復興特区法第48条第1項第5号の規定に基づく農用地利用計画の変更についてお諮りいたします。

農用地利用計画の変更については、復興整備計画が県との共同計画であることから復興特区法第48条第2項の規定に基づき、県知事の同意を要しない事項となります。

2点目は、復興整備事業の実施に当たり、4haを超える農地転用が必要となることから復興特区法第49条第1項に基づき土地利用方針について、農林水産大臣の同意が必要となりますので、農用地利用計画の変更の協議が整った後に、同意について確認させていただきます。

3点目は、復興事業実施に当たり、都市計画法第29条第2項に基づく県知事の開発行為の許可が必要となることから協議会にお諮りいたします。

開発行為の許可は復興特区法第49条第9項及び同条第13項に基づき、開発行為が規定する基準に適合するものであることを確認しているため、本協議会で同意を得ることを要しない事項となります。

それでは、飯舘村から復興整備計画変更（案）概要について説明願います。

（説明者：飯舘村 村づくり推進課企画定住係 藤井）

【様式第2、構想図、様式第4について説明】

なお、農用地利用計画の変更について、令和5年7月から令和7年3月にかけて、関係する深谷行政区及び伊丹沢行政区、用地地権者への説明会、令和8年1月15日から令和8年1月28日にかけて公告・縦覧を実施し、住民から意見は特になかった旨、報告します。

【引き続き 様式第8、第9について説明。】

（議長：飯舘村 副村長 中川）

ただいまの復興整備計画変更（案）の説明について、御意見・御質問はございませんか。  
飯舘村農業委員会の原田様、ご意見ございませんか。

（出席者：飯舘村 農業委員長 原田）

ご異議ございません。

（議長：飯舘村 副村長 中川）

ありがとうございました。

続いて、ふくしま未来農業協同組合の佐藤様、ご意見ございませんか。

（出席者：ふくしま未来農業協同組合 飯舘支店長 佐藤）

ご異議ございません。

（議長：飯舘村 副村長 中川）

ありがとうございました。

県農業担い手課からご意見ございませんか。

（出席者：農業担い手課 岩沢課長）

特にご意見ございません。

（議長：飯舘村 副村長 中川）

ありがとうございました。

特にご意見等ないようでありますので、復興特区法第 48 条第 1 項第 5 号に規定する農用地利用計画の変更については、異議ないものとします。

(出席者：東北農政局農村計画課 齊藤課長)

土地利用方針の変更(案)につきましては、ご異議ございません。

(議長：飯舘村 副村長 中川)

ありがとうございました。

土地利用方針の変更(案)につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

続きまして開発行為の許可について、飯舘村から説明をお願いします。  
その後、県都市計画課より補足説明及び御意見があればお願いします。

(説明者：飯舘村村づくり推進課企画定住係 藤井)

**【様式第 10 について説明】**

続いて県都市計画課から補足説明があればお願いします。

(出席者：県土木部計画課 手塚課長)

都市計画法第 29 条に係る開発許可についてご説明いたします。

深谷地区に係る開発行為については、令和 8 年 1 月 22 日付けで協議書を受領し、令和 8 年 1 月 30 日に協議が完了しております。

よって、本事業に係る開発行為は規定する基準に適合すると認めるため、都市計画法第 29 条の開発許可については支障ありません。

(議長：飯舘村 副村長 中川)

ありがとうございました。

続きまして、福島復興局の三品様、復興整備計画の変更(案)について何かございますでしょうか？

(出席者：復興庁福島復興局 三品参事官)

特にご意見ございません。

(議長：飯舘村 副村長 中川)

ありがとうございました。

以上で、議事を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

なお、本日協議しました「飯舘村復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第48条第9項、第50条第1項及び第2項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更、農地転用の許可及び都市計画法の開発許可があったものとみなされます。

計画変更については、2月3日（火）に村HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

### 3 閉会（飯舘村 村づくり推進課長 佐藤）

以上をもちまして「第7回飯舘村復興整備協議会会議」を終了します。皆様、ありがとうございました。

#### ○協議結果

深谷地区産業団地整備事業に伴う土地利用方針について、農林水産大臣の同意を得た。併せて、計画変更については、異議ないものとし、東日本大震災復興特別区域法第48条第9項、第50条第1項および第2項の規定に基づき、公表することで、農用地利用計画の変更、農地転用の許可及び都市計画法の開発許可があったものとみなされる。